

2024 障害福祉サービス等報酬改定影響調査 実施要領

1. 調査名 2024 障害福祉サービス等報酬改定影響調査

2. 影響調査実施の目的

障害福祉サービス等報酬は3年ごとに改定が行われており、今回は2024年4月1日（一部の障害福祉サービスは6月1日）に改定が行われました。

今回の報酬改定は、「人材不足」「物価高騰」「賃金上昇」などの社会情勢を踏まえつつ、①障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり、②社会の変化等に伴う障害児・者のニーズへのきめ細やかな対応、③持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直しを3本の柱として、全体で+1.12%の改定が行われました。さらに国は改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等で改定率+1.5%を上回る水準となるとしています。しかし、長期にわたるコロナ禍や物価高騰によるコスト増で経営体力が弱体化している事業所においては不十分な改定と言わざるを得ず、国が想定する処遇改善加算の効果による賃上げ率も、2024 春闘における全産業平均に遠く及ばない状況です。

このように、改定による障害福祉サービス事業所への影響は決して少ないものではなく、今回の改定がより良いサービス提供体制の充実と障害児・者福祉施設で働く職員の処遇改善に繋がるものとなっているかを検証するために「2024 障害福祉サービス等報酬改定」の影響調査を実施し、次期報酬改定にむけた資料とするとともに、厚労省との意見反映資料とします。

3. 影響調査票 別紙

4. 調査実施期間 2024 年 1 月 10 日（金）～2025 年 2 月 17 日（月）

5. 調査実施対象

- (1) 自治労加盟の社会福祉事業団労組（別紙2）は必須とします。
 - (2) 社会福祉事業団労組以外で障害福祉サービス報酬を受給している事業を行っている職場がある場合は、県本部から調査依頼を行っていただきますようお願いします。
 - (3) 組織拡大の観点から、組合がない事業所又は自治労未加盟の労働組合に対する調査への協力依頼の追求もお願いします。
- ※ 調査の精度を高めるためには、より多くの調査結果を集約することが必要であり、社会福祉事業団労組はすべての調査対象単組から調査票を回収

するよう、特段の取り組みを要請します。

また、社事労協幹事は地連内の事業団単組に対し、調査実施を要請します。

6. 調査票提出期限

各県本部は対象単組から調査票を回収し、2月21日までに自治労本部社会福祉評議会事務局に提出します。

7. 調査票集約、調査結果の確認と報告並びに活用について

- (1) 調査票の集約は、社事労協事務局が行います。
- (2) 調査結果は、社事労協幹事会で検討・確認後に厚労省との意見交換を設定して提出するとともに、次期改定にむけた意見反映を取り組みます。
- (3) 調査結果および厚労省との意見交換内容は、社事労協ニュース等で県本部・単組に報告します。

以上